

5. 介護サービスと介護予防サービス

(1) 在宅サービス

自宅に訪問を受けるサービス

※利用料のめやすは、自己負担額が1割の場合です。
※個人のサービス利用状況によって、料金が異なります。

要介護1～5の人

訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗降介助（介護タクシー）も利用できます。

□ 利用のめやす

内 容	利用料	
身体介護	20分未満	167円
	20分以上30分未満	250円
	30分以上1時間未満	396円
	1時間以上1.5時間未満	579円
生活介護	20分以上45分未満	183円
	45分以上	225円
通院時の乗車・降車の介助	1回につき	99円

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車などで自宅を訪問し、入浴介護を行います。

□ 利用のめやす

内 容	利用料
全身入浴（1回につき）	1,260円

訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。

□ 利用のめやす

内 容	利用料
1回	307円

要支援1・2の人

総合事業（訪問型サービス）→ P29へ

介護予防訪問入浴介護

感染症などの特別な理由がある場合に、介護職員と看護職員が移動入浴車などで自宅を訪問し、介護予防を目的とした入浴の支援を行います。

□ 利用のめやす

内 容	利用料
全身入浴（1回につき）	852円

介護予防訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により、リハビリテーションを行います。

□ 利用のめやす

内 容	利用料
1回	307円

要介護1～5の人

訪問看護

疾患などを抱えている人について、主治医の指示に基づき、看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

利用のめやす

内 容	利用料	
訪問看護ステーションから	20分未満	313円
	30分未満	470円
	30分以上1時間未満	821円
	1時間以上1.5時間未満	1,125円
	理学療法士等による訪問の場合(1回につき)	293円
病院又は診療所から	20分未満	265円
	30分未満	398円
	30分以上1時間未満	573円
	1時間以上1.5時間未満	842円

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

利用のめやす

内 容	利用料	
医師が行う場合	1か月に2回まで	514円
歯科医師行う場合	1か月に2回まで	516円
病院又は診療所の薬剤師が行う場合	1か月に2回まで	565円
薬局の薬剤師が行う場合	1か月に4回まで	517円
管理栄養士行う場合	1か月に2回まで	544円
歯科衛生士等が行う場合	1か月に4回まで	361円

要支援1・2の人

介護予防訪問看護

疾患などを抱えている人について、看護師等が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

利用のめやす

内 容	利用料	
訪問看護ステーションから	20分未満	302円
	30分未満	450円
	30分以上1時間未満	792円
	1時間以上1.5時間未満	1,087円
	理学療法士等による訪問の場合(1回につき)	283円
病院又は診療所から	20分未満	255円
	30分未満	381円
	30分以上1時間未満	552円
	1時間以上1.5時間未満	812円

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが自宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。

利用のめやす

内 容	利用料	
医師が行う場合	1か月に2回まで	514円
歯科医師行う場合	1か月に2回まで	516円
病院又は診療所の薬剤師が行う場合	1か月に2回まで	565円
薬局の薬剤師が行う場合	1か月に4回まで	517円
管理栄養士行う場合	1か月に2回まで	544円
歯科衛生士等が行う場合	1か月に4回まで	361円

施設へ通所して受けるサービス ※利用料のめやすは、自己負担額が1割の場合です。

要介護1～5の人

通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

□ 利用のめやす

内 容	要介護度	利用料
通常規模の事業所の場合 8時間以上9時間未満 ※送迎を含む	要介護1～5	666円～ 1,162円

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。

□ 利用のめやす

内 容	要介護度	利用料
通常規模の事業所の場合 7時間以上8時間未満 ※送迎を含む	要介護1～5	757円～ 1,369円

短期間入所するサービス ※利用料のめやすは、自己負担額が1割の場合です。 ※その他、食費と滞在費等が別途、全額自己負担となります。

要介護1～5の人

短期入所生活 / 療養介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

□ 利用のめやす

● 短期入所生活介護

内 容	要介護度	利用料
介護老人福祉施設の利用（併設・ユニット型） 1日につき	要介護1～5	696円～ 976円

● 短期入所療養介護

内 容	要介護度	利用料
介護老人保健施設の利用（ユニット型個室） 1日につき	要介護1～5	833円～ 1,049円

要支援1・2の人

総合事業（通所型サービス）→ P30へ

介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関等で、共通のサービスとして日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上）を提供します。

□ 利用のめやす

内 容	要介護度	利用料
1か月につき（基本的サービス） ※送迎、入浴を含む	要支援1	2,053円
	要支援2	3,999円

要支援1・2の人

介護予防短期入所生活 / 療養介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設や医療施設に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

□ 利用のめやす

● 短期入所生活介護

内 容	要介護度	利用料
介護老人福祉施設の利用（併設・ユニット型） 1日につき	要支援1	523円
	要支援2	649円

● 短期入所療養介護

内 容	要介護度	利用料
介護老人保健施設の利用（ユニット型個室） 1日につき	要支援1	621円
	要支援2	782円

在宅に近い暮らしをするサービス

※利用料のめやすは、自己負担額が1割の場合です。
 ※その他、食費と滞在費が別途、全額自己負担となります。

要介護1～5の人

特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。

□ 利用のめやす

内 容	要介護度	利用料
1日につき	要介護1～5	538円～807円

要支援1・2の人

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。

□ 利用のめやす

内 容	要介護度	利用料
1日につき	要支援1	182円
	要支援2	311円

生活環境を整えるサービス（住宅改修費の支給）

要介護1～5の人

居宅介護住宅改修費（住宅改修費の支給）

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を支給限度基準額として改修費の7割～9割を介護保険から支給します。

要支援1・2の人

介護予防住宅改修費（住宅改修費の支給）

介護予防に役立つ手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を支給限度基準額として改修費の7割～9割を介護保険から支給します。

【対象となる住宅改修の種類】

- ・廊下や階段、浴室やトイレなどへの手すりの取付け
- ・段差解消のためのスロープ設置等
- ・転倒予防などのための床または通路面の材料の変更
- ・引き戸などへの扉の取替え等
- ・洋式便器などへの便器の取替え（水洗化に係る給排水設備工事を除く）
- ・上記の改修にともなって必要となる工事

■住宅改修の支給を受けるためには、**工事着工前**に事前確認申請が必要となります。

詳しくは、担当ケアマネジャーもしくは介護保険担当（電話 71-2472）までご相談ください。

■在宅介護のため住宅改修を必要とする人に、作業療法士などの専門家が無料で相談・助言する「住宅改修指導事業」があります。詳しくは介護保険担当（電話 71-2472）へお問い合わせください。→詳細は P35 へ

《利用者負担について》

※利用者がいったん支払った後、費用の9割（一定以上所得者の場合は8割又は7割）が介護保険から払い戻されます。（償還払い）

※支給限度基準額は20万円までです。（要支援、要介護区分にかかわらず定額）

（例：利用者負担が1割の方の場合、上限18万円が介護保険から給付されます。）

※限度額の範囲内であれば、複数回の申請も可能です。

※要介護状態区分が重くなった時（三段階上昇時）、また、転居した場合は再度20万円までの支給限度基準額が設定されます。

第一段階	第二段階	第三段階	第四段階	第五段階	第六段階
要支援1	要支援2・要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5

《手続きの流れ》

- ① ケアマネジャー等に相談 →
- ② 住宅改修計画を立て、必要書類の作成 →
- ③ 事前申請（工事着工前） →
- ④ 着工・完成 →
- ⑤ 事後申請（工事完了後） →
- ⑥ 支給決定

生活環境を整えるサービス（福祉用具貸与）

※利用料のめやすは、自己負担額が1割の場合です。
※利用者負担は実際に貸与される対象品目により異なります。

要介護2～5の人

福祉用具貸与（レンタル）

日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

【福祉用具貸与の対象品目】

- ・ 車椅子
- ・ 車椅子付属品
- ・ 特殊寝台
- ・ 特殊寝台付属品
- ・ 床ずれ防止用具
- ・ 体位変換器
- ・ 手すり（工事をとみなわないもの）
- ・ スロープ（工事をとみなわないもの）
- ・ 歩行器
- ・ 歩行補助つえ
- ・ 自動排泄処理装置（原則要介護4以上）
- ・ 認知症老人徘徊感知機器
- ・ 移動用リフト（つり具の部分を除く）

要支援1・2、要介護1の人

介護（予防）福祉用具貸与（レンタル）

福祉用具のうち、介護予防に役立つものを貸与します。

【福祉用具貸与の対象品目】

- ・ 手すり（工事をとみなわないもの）
- ・ スロープ（工事をとみなわないもの）
- ・ 歩行器
- ・ 歩行補助つえ

■要支援1・2及び要介護1の方は車椅子（付属品含む）、特殊寝台（付属品含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）は原則として保険給付の対象となりません。ただし、必要と認められる場合は、例外的に対象（軽度者への福祉用具貸与）となります。詳細は介護保険担当（71-2472）までお問い合わせください。

生活環境を整えるサービス（福祉用具購入費の支給）

要介護1～5の人

居宅介護福祉用具購入費（特定福祉用具購入費の支給）

入浴や排泄などに使用する福祉用具を販売し、その購入費を支給します。（年間10万円を上限）

要支援1・2の人

介護予防福祉用具購入費（特定介護予防福祉用具購入費の支給）

入浴や排泄などに使用する福祉用具のうち、介護予防に役立つ用具を販売し、その購入費を支給します。（年間10万円を上限）

【対象となる福祉用具の種目】

- ・ 腰掛便座
- ・ 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・ 移動用リフトのつり具の部分（リフトは除く）
- ・ 入浴補助用具
- ・ 簡易浴槽
- ・ 排泄予測支援機器

※利用者の状態に応じて要介護状態を悪化されるおそれがある用品については、対象にならない場合があります。

■福祉用具販売の指定を受けた事業所から特定福祉用具を購入した場合のみ、福祉用具購入費が支給されます。それ以外で購入した場合は支給対象になりません。事業所ごとに福祉用具選定のアドバイスなどを行う「福祉用具専門相談員」が配置されています。

《利用者負担について》

※利用者がいったん支払った後、費用の9割（一定以上所得者の場合は8割又は7割）が介護保険から払い戻されます。（償還払い）

※同一年度で購入できるのは10万円までです。

（例：利用者負担が1割の方の場合、9万円が介護保険から給付されます。）

(2) 施設サービス

施設に入所する ※要介護1～5の人が利用できます（要支援1・2の人は利用できません）
※利用料のめやすは、自己負担額が1割の場合です。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ※原則、要介護3～要介護5の人

寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい方が入所し、入浴や排せつなどの介護や機能訓練、健康管理など療養上の世話など「生活の場」と「手厚い介護サービス」を提供する施設です。

□ 利用のめやす

内 容	要介護度	利用料
ユニット型個室 1日につき	要介護3～5	793円～929円

※費用はサービス内容や施設によって異なります。

※日常生活費、食費、居住費は別途自己負担となります。

※要介護1～2の人は原則利用できません。ただし、在宅が困難と認められれば、特養特例入所により、利用できる場合があります。詳細は市（介護保険担当）へご連絡ください。

※詳細については《問い合わせ先》別冊「事業所一覧」にて、直接施設にお問い合わせください。

介護老人保健施設（老人保健施設）

入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、在宅復帰を目指す施設です。利用者の状態に合わせ、医学的管理のもとで、看護、リハビリテーション、食事、排せつといった日常生活上の介護など併せて受けることができます。

□ 利用のめやす

内 容	要介護度	利用料
ユニット型個室 1日につき	要介護1～5	796円～1,009円

※費用はサービス内容や施設によって異なります。

※日常生活費、食費、居住費は別途自己負担となります。

※詳細については《問い合わせ先》別冊「事業所一覧」にて、直接施設にお問い合わせください。

介護医療院 ※R5.1現在、市内に対応事業所はありません。

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

□ 利用のめやす

内 容	要介護度	利用料
ユニット型個室 1日につき	要介護1～5	842円～1,379円

※費用はサービス内容や施設によって異なります。

※日常生活費、食費、居住費は別途自己負担となります。

※詳細については《問い合わせ先》別冊「事業所一覧」にて、直接施設にお問い合わせください。

介護療養型医療施設 ※R5.1現在、市内に対応事業所はありません。

急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人のための医療施設です。

□ 利用のめやす

内 容	要介護度	利用料
ユニット型個室 1日につき	要介護1～5	706円～1,166円

※費用はサービス内容や施設によって異なります。

※日常生活費、食費、居住費は別途自己負担となります。

※介護療養型医療施設は今後廃止され、介護医療院への転換が予定されています。

※詳細については《問い合わせ先》別冊「事業所一覧」にて、直接施設にお問い合わせください。

(3) 地域密着型サービス ※原則として、安曇野市民の方のみ利用できます。

住み慣れた地域での生活を支援する ※利用料のめやすは、自己負担額が1割の場合です。

要介護1～5の人

小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせ、多機能な介護サービスを受けられます。

利用のめやす

内 容	要介護度	利用料
1か月につき	要介護1～5	10,423円～ 27,117円

認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が、デイサービスを行う施設などに通い、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

利用のめやす

内 容	要介護度	利用料
通常規模の事業所の場合 8時間以上9時間未満 ※送迎を含む	要介護1～5	1,024円～ 1,469円

要介護1～5の人

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が、共同生活をする住宅で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

利用のめやす

内 容	要介護度	利用料
1日につき	要介護1～5	764円～ 858円

要支援1・2の人

介護予防小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせ、多機能な介護予防を目的とするサービスを受けられます。

利用のめやす

内 容	要介護度	利用料
1か月につき	要支援1	3,438円
	要支援2	6,948円

介護予防認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が、デイサービスを行う施設などに通い、日常生活上の世話や機能訓練などの介護予防を目的とするサービスを受けられます。

利用のめやす

内 容	要介護度	利用料
通常規模の事業所の場合 8時間以上9時間未満 ※送迎を含む	要支援1	886円
	要支援2	989円

要支援2の人

介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が、共同生活をする住宅で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

利用のめやす

内 容	要介護度	利用料
1日につき	要支援2	760円

要介護1～5の人

地域密着型通所介護

利用定員 18 人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

利用のめやす

内 容	要介護度	利用料
通常規模の事業所の場合 8時間以上9時間未満 ※送迎を含む	要介護1～5	780円～ 1,360円

※その他、食費、受けられるサービスによって追加支払が発生します。

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスを柔軟に提供します。

利用のめやす

内 容	要介護度	利用料
1か月につき	要介護1～5	12,438円～ 31,386円

夜間対応型訪問介護

24時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を受けられます。

※ R5.1 現在、市内に対応事業所はありません。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中と夜間を通じた複数回の定期訪問と随時の対応で、介護と看護を一体的に提供します。

利用のめやす

内 容	要介護度	利用料
1か月につき訪問看護サービスを行う場合	要介護1～5	8,312円～ 29,601円

地域密着型特定施設入所者生活介護

有料老人ホームなどの特定施設のうち、入所定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

※ R5.1 現在、市内に対応事業所はありません。

要介護3～5の人

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

利用のめやす

内 容	要介護度	利用料
ユニット型個室 1日につき	要介護3～5	803円～ 942円

※費用はサービス内容や施設によって異なります。

※日常生活費、食費、居住費は別途自己負担となります。

※要介護1～2の人は原則利用できません。ただし、在宅が困難と認められれば、特養特例入所により、利用できる場合があります。

詳細は市（介護保険担当）へご連絡ください。

※詳細については《問い合わせ先》別冊「事業所一覧」にて、直接施設にお問い合わせください。